

BWC概要

- 生物兵器の開発・生産・保有を包括的に禁止する多国間の法的枠組み
(生物兵器の「使用」に関しては、1925年のジュネーブ議定書にて禁止)。
- 1975年発効。我が国は1982年に締結。
- 締約国数は187か国・地域(2024年8月現在)。シリア、エジプト、ソマリア、ハイチの計4か国が署名済・未批准。イスラエル、エリトリア、チャド、コモロ、ジブチ、キリバスの計6か国が未署名。
- 5年に一度、条約の実施状況をレビューし、将来の活動について議論する運用検討会議(RC)を開催してコンセンサスにて意思決定を行う。
- 条約履行機関はなく、RCでの合意に基づき、条約履行支援ユニット(ISU)が国連軍縮部ジュネーブ事務所の下に設置されている。
- 2024年の予算規模は約213万ドル。我が国は国連分担率に準じて約17万ドル(8.091%)を負担。



1971年軍縮委員会で条約作成

BWCでの主要課題

- 条約の国内実施及び国際協力の促進
- BWCに関連する科学技術の進展への対応
- 信頼醸成及び透明性に係る措置の強化
- 検証制度を欠くBWCにおける遵守確保
- 非国家主体による生物テロの懸念

我が国の立場及び貢献

- 条約の国内実施に向けた国際協力の積極的実施
- 科学技術進展レビューメカニズムの設置を支持
- BWC枠内における科学者の行動規範の策定を支持
- 締約国の信頼醸成措置に関する報告書提出の促進の提案
- 上記立場を作業文書の提出やサイドイベント開催で発信
- WGの議長フレンズ(組織・機構・財政的事項に係る措置)として貢献

運用検討会議の概要

2016年 第8回運用検討会議

- 会期間活動として、2017年－2021年に専門家会合(MX)及び締約国会合を(MSP)を実施。

2022年 第9回運用検討会議 ※コロナ禍を受け21年から延期

- 会期間活動として、2023年－2026年に作業部会(WG)会合(毎年計15日間)及び締約国会合(MSP)を実施。
- WGでは条約強化に係る7つのトピック*を検討。コンセンサスで報告書を採用し、第10回運用検討会議又はそれ以前の特別会議に提出。
*国際協力・支援メカニズム、科学技術進展メカニズム、遵守・検証、信頼醸成・透明性、国内履行、第7条防護援助、組織・制度・財政事項
- ISUのマンデートを2027年まで更新し、同年までの間職員1名を増員。

2027年 第10回運用検討会議(予定)

- WGが採択した報告書につき検討し、更なる行動に関する決定を行うことが想定される。